

第4章 計画の推進体制

1 計画の進捗管理

第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画について、計画どおり進んでいるかなどを点検するために、計画及び関連事業の進捗管理を行う必要があります。具体的には、基本目標に関連する事業ごとに成果目標を設定し、目標の達成度や結果に至るまでの過程などを振り返る作業を行います。その内容については、「静岡市健康福祉審議会」及び「地域福祉専門分科会」に報告し、意見を伺います。

第4次計画は、令和12年までの8年間の計画ですが、4年間ごとに前期・後期実施計画を定めています。中間年である令和8年には、計画の中間評価を行い、必要に応じて計画の見直しを行って、後期実施計画につなげていきます。

2 計画の推進体制

第4次地域福祉計画、地域福祉活動計画は、ここまで述べたように、地域福祉の推進に関わるすべての人の主体的な参加や協力のもと、連携して推進していかなければなりません。「静岡市健康福祉審議会地域福祉専門分科会」と合わせて、市社協の活動計画については、「地域福祉活動計画策定委員会」において、計画の内容を審議しています。

3 成果指標

令和5～12年度の8年間を通しての地域福祉基本計画について、その達成度を図るための成果指標を以下のとおり設定し、計画見直しや事業評価に活かします。

指標・・・静岡市第4次総合計画 分野別計画（健康・福祉）の目標と整合

「静岡市は互いに助け合う暮らしやすいまちだ」と思う市民の割合	
R5年度 基準値 (R3年度調査時 実績)	R12年度 目標
54.9%	65.0%